

障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの提供を継続している障害福祉サービス事業所等を運営する法人等を支援するため、予算の範囲内において障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「障害福祉サービス事業所等」(以下「事業所等」という。)とは、別表に掲げる事業所等で、静岡県内に所在するものをいう。
- (2) この要綱において「利用定員」とは、令和7年10月1日現在において、管轄する地方公共団体に届け出ている利用定員数をいう。

第3 交付の対象及び交付額等

別表のとおりとする。

なお、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付申請を行った事業所等については、交付対象には該当しないものとする。

また、国、地方公共団体(一部事務組合を含む)、地方独立行政法人等が管理・運営する事業所等は、交付対象には該当しないものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 支援金申請書(様式第1号)
- イ 該当事業の申請額一覧(別紙様式1～4)
- ウ 支援金振込口座についての申出書(様式第2号)
- エ その他知事が必要と認める書類(通帳のコピー等)

(2) 提出期限

別に定める日まで

(3) 申請方法

事業所等を運営する法人等は、原則として、静岡県内で運営する事業所等の申請額を取りまとめて、一括して知事に支援金の申請を行うものとし、支援金の申請は、対象となる事業所等1か所につき1回限りとする。

(4) 申請に当たっての留意事項

支援金を充当する費用については、「障害福祉事業所等サービス継続支援事業費補助金」及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金」等、他の補助金を充当するものと重複しないものとする。

第5 申請の取下げ

申請者は、支援金の申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第6 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定兼交付確定(以下「交付決定等」という。)を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。
- (2) (1)の場合において、申請内容が不相当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

第7 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第4に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付けした後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が交付決定等を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第8 支援金の返還

- (1) 知事は、申請者が支援金の申請時に誓約した内容に違反があったことを確認したときは、支援金の交付決定等を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、支援金の交付決定等を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第9 支援金の交付

知事は、支援金の交付に当たっては、第6で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

第10 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第8(1)により支援金の交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- (5) 知事は、申請者が(1)又は(2)の規定により交付金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第11 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第4及び第6に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類とともに備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類等を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第12 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第13 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分及び令和8年度分の支援金に適用する。

別表（第3関係）

1 光熱費、燃料費、食材費等支援

区分	対象事業所等	交付額	交付限度額
訪問及び相談系サービス事業所	【障害者総合支援法】 居宅介護事業所 行動援護事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 計画相談支援事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 【児童福祉法】 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	左記のいずれかの指定を受けている事業所は、(複数の訪問・相談系のサービスの指定を受けていても)訪問・相談系の事業所につき一律 24,000 円	—
通所系サービス事業所	【障害者総合支援法】 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所(A型) 就労継続支援事業所(B型) 就労選択支援事業所 生活介護事業所 【児童福祉法】 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	利用定員1人につき 1,400 円 ※障害者支援施設(施設入所支援事業所)で提供する日中サービスの場合には、当該日中サービスの定員が入所施設の定員を上回る場合に、その上回った定員1人につき 1,400 円(下記「障害者支援施設(施設入所支援事業所)の特例」参照) ※児童発達支援、放課後等デイサービスを行う多機能型事業所については、配置している基準人員が対応可能な最大人数を利用定員とする(児童発達支援、放課後等デイサービス合わせて 10 人としている事業所は、指定上、児童発達支援 10 人、放課後等デイサービス 10 人となっても配置している基準人員は 2 人であるため、支援金交付事業における利用定員は合わせて 10 人となる)	56,000 円
入所・居住系サービス事業所	【障害者総合支援法】 共同生活援助事業所 宿泊型自立訓練事業所 短期入所事業所(併設型、単独型) 療養介護事業所	利用定員1人につき 2,800 円 ※短期入所事業所(空床型)は対象外	280,000 円
	【障害者総合支援法】 障害者支援施設(施設入所支援事業所)	利用定員1人につき 32,800 円 ※児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設は対象外	3,280,000 円

2 運営費支援(障害福祉支援員等の賃金改善その他の施設運営に係る費用)

区分	対象事業所等	交付額
通所系サービス事業所	【障害者総合支援法】 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所(A型) 就労継続支援事業所(B型) 就労選択支援事業所 生活介護事業所 【児童福祉法】 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	左記のいずれかの指定を受けている事業所は、(複数の通所系サービスの指定を受けていても)通所系サービス事業所につき一律 180,000 円
入所・居住系サービス事業所	【障害者総合支援法】 共同生活援助事業所 宿泊型自立訓練事業所 短期入所事業所(併設型、単独型) 療養介護事業所 障害者支援施設(施設入所支援事業所) 【児童福祉法】 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 29 人以下の入所・居住系サービス事業所につき一律 180,000 円 ・利用定員 30 人以上の入所・居住系サービス事業所につき一律 300,000 円 ※短期入所事業所(空床型)は対象外

注1 対象事業所等については、令和7年10月1日時点で、指定等を受けているものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。

注2 以下に掲げる事業所等は、本事業の対象としない。

- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護の指定を受けている訪問介護事業所のうち介護サービス事業所として介護サービス事業所等物価高騰対策支援金を申請する事業所
- ・障害者総合支援法に基づく共生型の指定を受けている居宅サービス事業所であって、介護サービス事業所として介護サービス事業所等物価高騰対策支援金を申請する事業所
- ・国、地方公共団体(一部事務組合を含む)、地方独立行政法人等が管理・運営する事業所(指定管理制度導入施設を含む)

<障害者支援施設(施設入所支援事業所)の特例>

区分	対象事業所等	交付額	交付限度額
日中サービス	自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所(A型) 就労継続支援事業所(B型) 就労選択支援事業所 生活介護事業所	障害者支援施設(施設入所支援事業所)の定員を超える利用定員1人につき 1,400 円	56,000 円
夜間サービス	【障害者総合支援法】 障害者支援施設(施設入所支援事業所)	利用定員1人につき 32,800 円	3,280,000 円

物価高騰

障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書

令和 8 年 月 日

静岡県知事 様

標記について、次のとおり申請します。

申請者(法人)	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
		携帯番号			
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	申請責任者の職・氏名	職名		氏名	
	申請書作成者の職・氏名	職名		氏名	

申請内容

1 光熱費、燃料費、食材費等支援

区分		事業所等数	申請額
①	訪問及び相談サービス事業所	か所	円
② 通所系	自立訓練(機能訓練)事業所	か所	円
	自立訓練(生活訓練)事業所	か所	円
	就労移行支援事業所	か所	円
	就労継続支援事業所(A型)	か所	円
	就労継続支援事業所(B型)	か所	円
	就労選択支援事業所	か所	円
	生活介護事業所	か所	円
	児童発達支援事業所	か所	円
	放課後等デイサービス事業所	か所	円
小計		か所	円
③ 入所・居住系	共同生活援助事業所	か所	円
	宿泊型自立訓練事業所	か所	円
	短期入所事業所(併設型、単独型)	か所	円
	療養介護事業所	か所	円
	障害者支援施設(施設入所支援事業所)	か所	円
小計		か所	円
合計		か所	円

2 運営費支援

区分		事業所等数	申請額
① 通所系	自立訓練(機能訓練)事業所	か所	円
	自立訓練(生活訓練)事業所	か所	円
	就労移行支援事業所	か所	円
	就労継続支援事業所(A型)	か所	円
	就労継続支援事業所(B型)	か所	円
	就労選択支援事業所	か所	円
	生活介護事業所	か所	円
	児童発達支援事業所	か所	円
	放課後等デイサービス事業所	か所	円
小計		か所	円
② 入所・居住系 29人以下 利用定員	共同生活援助事業所	か所	円
	宿泊型自立訓練事業所	か所	円
	短期入所事業所(併設型、単独型)	か所	円
	療養介護事業所	か所	円
	障害者支援施設(施設入所支援事業所)	か所	円
	福祉型児童入所支援施設	か所	円
	医療型児童入所支援施設	か所	円
小計		か所	円
③ 入所・居住系 30人以上 利用定員	共同生活援助事業所	か所	円
	宿泊型自立訓練事業所	か所	円
	短期入所事業所(併設型、単独型)	か所	円
	療養介護事業所	か所	円
	障害者支援施設(施設入所支援事業所)	か所	円
	福祉型児童入所支援施設	か所	円
	医療型児童入所支援施設	か所	円
小計		か所	円
合計		か所	円

3 支援金計(1+2)

区分		事業所等数	申請額
1	光熱費、燃料費、食材費等支援	か所	円
2	運営費支援	か所	円
総計		か所	円

【誓約事項】

下記のとおり相違ないことを確認の上、各項目の左の欄へ○印を記載してください。
全ての項目に○を入れないと申請できません。

	静岡県が実施するこの支援金について、交付対象となった障害福祉サービス事業所等については、 静岡県が他に実施する介護分・医療分及び児童分の同種の支援金と重複して申請していません。
	法人が行なった申請内容について、虚偽が判明した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金を支払います。
	法人が行なった申請に関する証拠書類等を、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、適切に保管します。
	本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。
	支援金の支払いについては、口座振替により受領することを希望します。
	令和7年10月1日時点 で事業所等を運営しており、申請日時点で事業所等を休止・廃止していません。 また、本支援金の交付を受けた後も事業所等の運営を継続します(する意思があります)。
	申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。 また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

(口座情報)

金融機関コード		金融機関名	
支店コード		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

(必要添付資料)

- ・(別紙様式1～4)各事業所申請額一覧
- ・(様式第2号)支援金振込口座についての申出書
- ・振込先金融機関の口座が確認できる通帳のコピー等

光熱費、燃料費、食料費等支援

訪問・相談系サービス事業所申請額一覧

申請法人名:

※ 1つの事業所で、複数のサービスの指定を受けている場合は、いずれか1つのサービスを選択すること。

No.	事業所名	障害事業所番号	サービス種別	電話番号	所在地	支援金申請額	(単位:円) 摘要 (審査結果)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

光熱費、燃料費、食料費等支援

入所・居住系サービス事業所申請額一覧

申請法人名:

No.	事業所・施設名	障害事業所番号	サービス種別	電話番号	所在地	利用定員	利用定員 ×単価(2,800円)	利用定員 ×単価(32,800円)	支援金上限額	支援金申請額	摘要 (審査結果)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

(単位:円)

運営費支援

運営費支援申請額一覧

申請法人名:

① 通所系サービス事業所

No.	事業所名	障害事業所番号	サービス種別	電話番号	所在地	支援金申請額	摘要 (審査結果)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10						0	
合 計							

② 入所・居住系サービス事業所

No.	事業所・施設名	障害事業所番号	サービス種別	電話番号	所在地	利用定員	支援金申請額	摘要 (審査結果)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10							0	
合 計								

支援金振込口座についての申出書

令和 8 年 月 日

障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金について、下記口座を支援金振込口座として申し出ます。

申請者 (法人)	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
申請書作成者の職・氏名	職名		氏名		

口座登録情報	金融機関コード		金融機関名	
	支店コード		支店名	
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※通帳のコピーを添付してください。

様式第3号(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

(支援金交付対象事業者) 様

静岡県知事



支援金の交付について(交付決定及び交付確定)

年 月 日付で申請のあった障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付額 金 _____ 円

2 交付の条件

静岡県補助金等交付規則及び障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

様式第4号(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

(支援金交付申請事業者) 様

静岡県知事



支援金の交付について (不交付決定)

年 月 日付で申請のあった障害福祉サービス事業所等物価高騰
対策支援金の交付について、不交付を決定します。

不交付決定理由： ○○であるため